

## 令和7年度教育・保育給付認定及び幼児教育・保育の無償化の手続きについて

## 1 教育部分の手続き

## (1) 教育・保育給付認定の申請手続きについて（利用者全員）

新制度に移行した幼稚園及び認定こども園の幼稚園部分（以下、「幼稚園」といいます。）の利用を希望する保護者は、あらかじめ教育・保育給付認定を受ける必要があります。

## (2) 提出書類

「令和7年度教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）兼保育所等入所申込書」  
継続して利用する人を含め、**全員提出**が必要です。幼稚園へ提出してください。

## (3) 保育料及び副食費について

保育料は無償（給食費や学用品費、通園送迎費等を除く。）ですが、父母の市民税所得割額を合計した額で保育料の階層区分が決まります。ひとり親世帯は、階層区分決定に当たり、父（母）の戸籍謄本、児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療証の写しの提出が必要です（ただし、申請書裏面の同意欄にチェックし、市がマイナンバーによる情報照会を行うことに同意する場合は、提出を省略できます。）。

なお、父母だけでは生計の維持が困難であると判断される場合、同居している保護者以外の家計の主催者（祖父母等）の市民税所得割額を合算して階層区分を決定することがあります。

令和7年4月～8月分保育料階層	令和6年度市民税を基準に算定
令和7年9月～令和8年3月分保育料階層	令和7年度市民税を基準に算定

また、副食費については、年収360万円未満相当の世帯などに該当する場合、支払いが免除されます。申請は不要で、該当する場合は保育料決定（変更）通知と一緒にお知らせします。

## (4) 留意事項

- ア 申請書を提出した後に、世帯の状況などが変わった場合は、速やかに市に申し出てください。  
イ 市民税の修正申告が確認された場合など、市民税所得割額に変更があれば、保育料の階層も変更となることがあります。  
ウ 春日市に住民税の課税台帳がない場合、マイナンバーによる情報照会を行い、課税額を確認します。

## 2 預かり保育部分の手続き

保育の必要性（※）の認定を受ける必要があります。

継続利用する人を含め、預かり保育の無償化（※ 全額が無料となるわけではありません。）を希望する人は、全員手続きが必要です。

※ 「保育の必要性」の認定要件は、次のいずれかです。

- 就労（自営業含む。）している（月64時間以上）  
 妊娠中または出産後間がない（出産日前後各8週間程度）

- 疾病がある（疾病により保育できる状況ではない）
- 障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している）
- 同居の親族を常時介護または看護している       災害等の復旧に当たっている
- 就学している（通信教育は不可）       求職活動をしている
- 育児休業の取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業中の新規利用はできません。）

**(1) 提出書類**

ア（継続利用の場合）令和7年度子育てのための施設等利用給付現況届

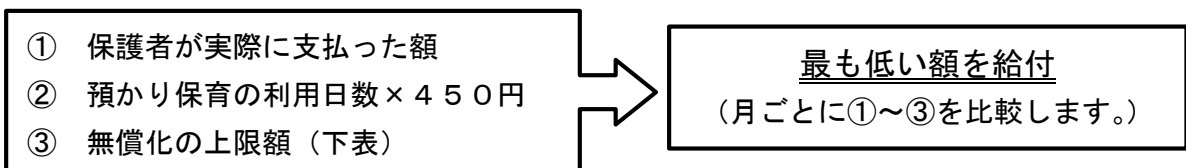
イ（新規申込みの場合）「預かり保育利用者用子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）」

ウ（継続利用の場合・新規申込みの場合共通）保育を必要とすることがわかる書類

※ 預かり保育の利用を開始する前までに、幼稚園へ提出してください。

※ 「保育を必要とすることがわかる書類」については、申請書裏面をご確認ください。父母ともに提出が必要です（ひとり親の場合は、当該ひとり親のみ。）。

**(2) 給付額**



対象者	上限額
3～5歳児（年少・年中・年長）	月額11,300円まで
満3歳で、非課税世帯	月額16,300円まで

（満3歳児・・・満3歳になった日から初めて迎える3月31日までの子ども）

※ 食材費等は利用料に含まれないため、無償化の対象外となります。

**(3) 支給までの流れ**

幼稚園に一旦、利用料をお支払いください。利用月の翌月に、幼稚園は市に対し利用者全員分の利用実績を報告します。市は、幼稚園からの利用実績の報告を受けて給付額を算定し、利用月の翌月末頃に保護者が指定する口座へ振り込みます。ただし、幼稚園からの利用実績の報告時期等によっては、振り込みが遅れることもあります。

**(4) 留意事項**

申請書を提出した後に、内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ届け出てください。

**3 問合せ先**

春日市こども支援部こども未来課保育担当

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5 春日市役所2階

TEL：092-584-1111（代表） FAX：092-584-1115